No.256 2021/2/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

ネットオークションでの日用品の販売

Q 私は主婦をしていますが、家の中の日用品で古くなったものを、メルカリやヤフオクなどで販売しています。一件一件は大きな額ではありませんが、1 年間やり続けたことで、トータルではそれなりの額になりました。私は確定申告をする必要があるのでしょうか？

解説

生活に必要な資産を売却したことにより取得した金銭は、所得税法上、非課税となりますので、確定申告の必要はありません。

1． 確定申告が不要なケース

生活に必要な資産の譲渡は所得税法上、非課税となります。
例えば、本、ゲーム、DVD,古着、子供服、家電などを販売した場合です。通勤用の自家用車を売却しても非課税となります。

2． 確定申告が必要なケース

次のような場合は、基本的に確定申告が必要です。
①生活に必要な資産の販売であっても、営利目的で得た利益
②貴金属や宝石、書画骨董などで 1 個又は 1 組の価額が 30 万円を超えるもの
③趣味で使うゴルフクラブや楽器、CD、レコードなどを販売した場合
④転売目的でマスクやゲーム機などを販売した場合

3． 必要経費として認められるもの

確定申告する場合に、販売額から必要経費を差し引いて、所得を計算します。通常、必要経費として、下記のものが考えられます。

- 資材の梱包費
- 商品の仕入や発送時の送料
- 振込手数料
- パソコンやスマホの通信費（事業使用分のみ）
- 電気代（事業使用分のみ）
- 仕入時の交通費　　など

要するに…

日用品で使わなくなったものなどをメルカリやヤフオクなどのネットオークションで処分しても、基本的に、日常生活に必要な資産の販売は非課税なので確定申告する必要はありません。しかし、趣味の物や日常生活に必要な物でも継続的に販売し、多額の利益を得ている場合は、課税対象となるケースもありますので、ご注意ください。